

東京三会合同研修会 「成年後見実務の運用と諸問題」

2019年12月16日(月)

日 時 令和元年12月16日(月)午後6時30分

場 所 弁護士会館2階 講堂クレオ

司 会 第二東京弁護士会高齢者・障害者総合支援センター運営委員会

副委員長 鈴木 浩二

1 開会の挨拶 第二東京弁護士会

会長 関谷 文隆

2 講演 東京家庭裁判所判事

浅岡 千香子氏

東京家庭裁判所判事

戸畠 賢太氏

東京家庭裁判所判事補

島田 壮一郎氏

3 閉会の挨拶 東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

委員長 鹿野 真美

CONTENTS

1 データ紹介

- ① 開始等事件の終局件数(自序統計による概数)
- ② 開始等事件の終局までの審理期間
- ③ 開始時における成年後見人、保佐人及び補助人と本人との関係別件数

3 後見事務(監督事務も含む)

- ① 郵便物の回送嘱託について
- ② 死後の財産引継ぎについて
- ③ 親族による記録の閲覧謄写について
- ④ 定期報告外の報告を要する場合について

2 申立て

- ① 本人情報シートの活用状況について
- ② 鑑定・鑑定費用について
- ③ 後見類型の判断の具体的な方法について
- ④ 申立て手続に関する問合せの対応について
- ⑤ 後見等開始審判申立ての取下げについて

4 後見制度支援信託・支援預貯金

- ① 専門職関与の要否について
- ② 商品・金融機関の選択について

〈次号掲載〉

5 その他裁判所への質問

- ① 付加報酬について

7 中核機関との関係

- ① 専門職による中核機関の利用
- ② 中核機関と家庭裁判所

6 後見人等の選任

- ① はじめに
- ② 現在の東京家庭裁判所の運用
- ③ 後見人等選任の在り方
- ④ 監督人に求められる役割

8 裁判所からのお知らせ

- ① 後見制度支援信託・支援預貯金の取扱金融機関の拡大について

1 データ紹介

1 開始等事件の終局件数 (自庁統計による概数)

成年後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任について、平成31年1月から令和元年10月までの10か月間における東京家裁本庁の終局件数は、合計で約2,633件であり、内訳は、後見開始が約1,965件で全体の約75%、保佐開始が約443件で全体の約17%、補助開始が約131件で全体の約5%、任意後見監督人選任が約94件で全体の約4%となっている。うち認容されたものは合計約2,530件で、約96%が認容により終局している。直近で令和元年11月までの数字が出たが、内訳の割合は10月までの数字と大きく変わらない。

昨年の同時期と比して、全体として開始事件はやや減少し、後見、保佐、補助、任意後見の内訳は、後見が若干減り、保佐、補助、任意後見がわずかではあるが増えている。ただし、これらの内訳は、申立て時に申立て人が選択した類型で統計を取ったものであり、実際に開始された類型の割合が上記数値どおりというわけではないという点にはご留意いただきたい。

2 開始等事件の終局までの審理期間

平成30年1月から12月までの東京家裁本庁及び立川支部の終局までの審理期間は、1ヶ月以内に終局したものが64.7%、3ヶ月以内に終局したものが93.1%、6ヶ月以内に終局したものが98.8%となっている。

3 開始時における成年後見人、保佐人及び補助人と本人との関係別件数

平成30年1月から12月までに東京家裁本庁及び立川支部において開始された後見等事件において選任された後見人等のうち、親族後見人等の割合は26.5%、弁護士後見人等の割合は

21.5%、司法書士後見人等の割合は34.0%、社会福祉士後見人等の割合は8.4%となっている。なお、この統計では、本人1名について専門職と親族が1名ずつ選任されたとき（複数選任の場合）には、専門職1件、親族1件としてそれぞれカウントしている。

全国の統計数値は、裁判所のウェブサイトで公表されている。

2 申立て

1 本人情報シートの活用状況について

本人情報シートが添付されている申立件数や全体における割合等について教えていただきたい。

後見センターにおいては、後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件並びに任意後見監督人選任事件について、申立ての際に診断書とともに本人情報シートの提出をお願いしている。

後見開始の審判事件等における本人情報シートの提出状況については、本人情報シートの運用が開始された平成31年4月1日以降に申し立てられた後見、保佐及び補助の各開始審判事件等並びに任意後見監督人選任事件のうち一定期間に終局したものについて、その総数とそのうちの本人情報シートが提出された件数を集計した。

立川支部を除く東京家裁本庁における数値は、まず後見、保佐及び補助の各開始事件で、令和元年7月1日から同月31日までに終局した事件については、総数257件のうち、94件(36.6%)で本人情報シートが提出された。同年8月に終局した事件については、事件総数225件中95件(42.2%)、同年9月に終局した事件については、総数239件中110件(46.0%)、同年10月に終局した事件については、総数279件中160件(57.3%)、同年11月に終局した事件については、総数265件中142件(53.6%)で本人情報シートが提出された。

次に任意後見監督人の選任事件については、

同年7月に終局した事件については、全6件中3件、同年8月に終局した事件については8件中5件、同年9月に終局した事件については13件中7件、同年10月に終局した事件については5件中2件、同年11月に終局した事件については、9件中6件で本人情報シートが提出されている。おおむね2分の1から3分の2程度の事件において、本人情報シートが提出されたことになる。

なお、上記の数値については、あくまで自序統計による概数である。

2 鑑定・鑑定費用について

(1) 裁判所が診断書作成者以外の医師を鑑定人に指定するはどのような場合か。何らかの基準はあるか。

鑑定人の指定については、家事事件手続法（以下「家事法」という。）64条1項により民事訴訟法213条が準用されている。鑑定人となる者については資格等による限定はないが、後見関係事件の手続において鑑定を実施する場合は、本人の精神の状況について医学上の専門的知識を用いて判断することになるため、それにふさわしい方が鑑定人に指定される。実際には、医師、具体的には診断書作成医、又は、その診断書作成医が紹介した医師を指定したり、あるいは、診断書作成医とは関係のない第三者である医師を指定することもある。

鑑定人の指定に関して裁判所において特別な基準はないが、東京家裁では、申立ての際に診断書とともに付票の提出をお願いしているため、指定の際にはその付票を参照している。付票には診断書作成医が鑑定を依頼された場合に引き受けるかどうか等について記載していただくことになっており、診断書作成医が自ら鑑定を引き受けることはできず、かつ、紹介する医師もいない場合には、裁判所が第三者である医師を選び指定するということになる。

診断書の付票において、診断書作成医が本人の主治医であって、その診断書の付票において自ら鑑定を引き受けるとしている場合、

あるいは、その診断書作成医が紹介する医師がいるという場合には、通常は、日頃から本人の状態をよく把握しておられる主治医や主治医から紹介を受けた医師を鑑定人に指定することになる。

ただ、上記のように診断書作成医に鑑定を引き受けてもらえる場合であっても、個別具体的な事情を踏まえて、裁判所が第三者医を鑑定人に指定することもある。例えば、評価が難しい疾患を有している本人について、専門医でない医師が作成した診断書が提出されているような場合には、精神科医である第三者医を鑑定人に指定するということが考えられる。あるいは、親族間対立が非常に激しくて、申立人が依頼した診断書作成医も申立人と結託して後見を開始しようとしているなどという主張がされている、あるいは、そのような主張が予想されるような場合には、第三者的立場の医師による鑑定を実施した方が円滑な進行を図ることができると判断して、第三者医を鑑定人に指定するということがある。そのほかにも裁判官の個別判断により、個々の事案に応じて適格な鑑定人を指定している。

(2) 鑑定費用はどのように決まっているのか。どのようなケースだと鑑定費用が高額となりやすいか。

鑑定人に支給すべき鑑定料及び鑑定に必要な費用については、民事訴訟費用等に関する法律26条に規定があるとおり、裁判所が相当と認めるところによるとされている。一般的には鑑定料の額を裁判所が決定するにあたっては、仕事の成果、仕事の難易、これに要した労力、時間などが総合的に考慮される。また、鑑定に必要な費用の額については原則として実費額であるとされている。

実際の運用としては、まず、診断書作成医を鑑定人に指定する場合には診断書の付票に鑑定料をいくらで引き受けるかを記載する欄を設けているため、診断書作成医がその欄に記載した金額を鑑定料としている。また、裁判所が診断書作成医とは別の第三者医を鑑定人に指定する場合、その第三者医に個別に確認をして鑑定料を定めている。

(3) 本人情報シートの提出がないと鑑定になりやすいということはあるか。鑑定の要否を判断するに際してどのような資料や要素を重視しているか。

まず、鑑定の要否に関する法の規律を見ると、後見開始及び保佐開始の審判をするためには、原則として、本人の精神の状況について鑑定しなければならないとされている（後見につき家事法119条1項。保佐に関しては同133条が準用）。もっとも、明らかに鑑定する必要がないと認められるときには省略することができるときとされている（後見につき、同法119条1項ただし書。保佐に関しては同法133条が準用）。

次に、本人情報シートについては、平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画において検討が促され、最高裁判所事務総局家庭局において検討の上、導入された。本人情報シートの位置付けについては、診断書を作成する医師に、本人の判断能力についてより的確に判断してもらうためには、本人を支える福祉関係者から医師に対し、本人の日常及び社会生活に関する客観的な情報を提供した上で、本人の生活上の課題を伝えることが有益であるという考え方から、本人を支える福祉の関係者において、本人の生活状況等の情報をまとめたシートを作成してもらえるように本人情報シートの書式が作成されたとの説明がなされている。また、後見等開始の申立ての際に本人情報シートが提出された場合には、本人の判断能力の判定の際の参考資料として用いられるという説明もなされている。

上記を前提に鑑定の要否を判断する際の考え方について説明すると、明らかに鑑定をする必要がなく、鑑定を省略することができる場合というのは、鑑定に代替するような医師の判断があるような場合であり、具体的には申立人の提出する診断書等から、後見であれば、本人が事理を弁識する能力を欠く状況にあると判断できる場合、保佐であれば、本人が事理を弁識する能力が著しく不十分であると判断できる場合がこれにあたると考えられる。

本人情報シートは医師が診断書を作成するにあたり、本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づく適切な医学的判断が行われるようにするための方策として導入されたものであるため、診断書を作成する医師は本人情報シートの情報を踏まえて、診断書に判断能力についての意見を記載しているはずである。それゆえ、鑑定の要否の判断については、本人情報シートが提出されている事案でも基本的には診断書を参考にしている。

ただ、鑑定の要否を判断するための補助資料として、本人情報シートを利用することはある。提出された診断書の内容に矛盾があるよう見受けられるなど、問題があると考えられる事案において、本人情報シートの記載内容と照らし合わせて検討した結果、鑑定の実施が不要であると考えられるケースもあるし、反対にやはり鑑定の実施は必要と考えられるケースもある。これはケース・バイ・ケースの判断ということになる。

3 後見類型の判断の具体的な方法について

(1) 後見類型(後見・保佐・補助)の判断にあたり、長谷川式認知症スケール(HDS-R)、ミニ・メンタルステート試験(MMSE)などの点数をどのように考慮しているのか、東京家裁において基準となる考え方はあるか。

裁判所は、申立てがあった場合にその申立てが認められるか否かを判断するところであるため、類型判断といつても、基本的には申し立てられている類型に該当するかどうかを判断するのみである。

また、後見開始又は保佐開始の事案において、法律の原則どおりに鑑定を実施する場合、鑑定人が本人を診察する際に必要に応じて各種検査を実施して、その結果も踏まえて鑑定主文を導くことになる。したがって、その場合には、基本的には鑑定主文に示された結果を踏まえて、類型判断をするので、各種検査

の点数というのは前面に出てこない。鑑定によって申立てに係る類型とは異なる類型に該当すると判断される場合には、申立ての趣旨変更の検討を裁判所から促している。このため、類型判断と各種検査の点数で問題になるのは専ら鑑定を省略する場合であると思われるため、その場合における類型判断と各種検査の点数との関係について、大まかな考え方を述べる。

まず、後見等の原因となる精神上の障害には、診断書式に記載されている長谷川式認知症スケールやミニ・メンタル・ステート試験といった検査の点数を参考にできる類型と参考にできない類型があると考えられる。例えば、認知症であればこれらの検査の点数を類型の判断の参考にすることもできるが、統合失調症であれば、検査の点数と判断能力との関連性は弱いと考えられるため、直ちに類型判断の参考にすることはできないと考えられる。

そして、各種検査の点数を類型判断の参考にできる類型の精神上の障害、例えば、認知症を理由に申立てがされている場合については、甚だ抽象的な説明となってしまうが、診断書のその他の記載、例えば、所見欄、あるいは、判断能力についての意見の欄、判定の根拠の欄などの記載も併せて考慮して、類型判断を行っている。

また、診断書などの記載から申立てに係る類型とは異なる類型に該当すると判断される場合であっても、直ちに裁判所から申立ての趣旨変更の検討を促すのではなくて、法律の原則どおり、鑑定の実施を検討するのが通常の流れとなる。

(2) 本人情報シートの情報は、後見類型の判断において、どの程度の比重をもって考慮されているのか。例えば、HDS-RやMMSEの点数がある程度高くても、本人情報シートに記載された情報によって後見相当とされる場合があるか。

本人情報シートが類型判断においてどのように使われているかについても、鑑定を省略する場合が専ら問題になると思われるため、

これを念頭に説明するが、結局のところ、鑑定の要否の判断と同じである。

繰り返しになるが、本人情報シートは診断書を作成する医師に判断資料を提供するための方策として導入されたものであるため、医師は本人情報シートの情報を踏まえて、診断書に判断能力についての意見を記載しているはずである。したがって、類型判断については、本人情報シートが提出されている事案でも基本的には診断書を参考にしている。

4 申立て手続に関する 問合せの対応について

親族や支援者（専門職以外）が申立て手続に関して問合せをした場合、裁判所はどのような対応をしているのか。専門職や中核機関へ相談を促しているのか。

申立手続について教示を求める親族や支援者であって専門職ではないという方に関しては、後見センター窓口において手続案内を実施している。受付時間は、開庁日の午前9時半から11時半まで及び午後1時から4時までとなっている。

手続案内では、次のような内容を来庁者1組あたり20分程度の時間をかけて説明している。

(ア) 申立権、(イ) 管轄、(ウ) 取下げ制限、(エ) 裁判所への提出書面として医師作成の診断書が必要であること、診断書の作成は専門医に限らず、かかりつけの医師でも可能であること、(オ) 診断書からでは判断能力の程度に関する審査が困難である場合、あるいは、本人が手続に反対している場合、手続に反対する親族が存在する場合などについては専門医による鑑定を行う場合があること、(カ) 鑑定する際には申立人から鑑定人の費用を予納してもらう必要があり、鑑定費用は鑑定人により異なるが、10万円から20万円が目安となること、(キ) 誰を後見人に選任するかについては、裁判官の職権により判断され、希望する人物が後見人に選任されなかったことを理由に不服申立てをすることはできること、(ク) 不動産売却や遺産分割、施設の入

所といった申立ての理由が解決しても後見は終了せず、本人の判断能力が回復するか、あるいは、本人が死亡するまで後見が続くこと。

なお、電話で問合せをいただくこともあるが、その場合、管轄や申立書式の取得方法、来庁して手続案内を希望する場合の来庁時間、面接予約が必要か否か、自宅最寄りの推進機関の電話番号などは伝えているが、可能な限り、来庁して手続案内を受けるように伝えている。

また、来庁者には、申立書式一式、成年後見等申立ての手引、成年後見制度のパンフレット、マイナンバーの注意書き、後見制度支援信託及び後見制度支援預金の仕組みに沿った商品を提供している金融機関一覧などの書類を交付しているほか、東京都から提供を受けている成年後見制度に関する推進機関の相談業務や都内の社会福祉協議会等の連絡先一覧が記載されたチラシを交付している。

親族や支援者の中には、手続案内を受ける前から当センターの「後見サイト」をはじめとする各家裁のホームページや、裁判所以外の各種ホームページや書籍等をご覧になってある程度知識を有している方もいるが、後見等の申立てをするべきかどうかを決めかねていたり、あるいは、裁判所での手続案内を受けて、自分自身で手続を進めることに不安を覚えるという方もいる。

そのような方については、窓口や電話において専門職や社会福祉協議会への相談を勧めており、特に社会福祉協議会については、上記の東京都提供のチラシを用いるなどして相談を勧めている。

5 後見等開始審判申立ての取下げについて

(1) 後見等開始審判申立ての取下げについて、許可されている件数、不許可となった件数について教えていただきたい。

成年後見、保佐、補助の開始及び任意後見監督人選任の各事件において、本年1月から11月までの間の取下げ許可の件数（立川支部を

含まない本庁のみの数値で自序統計による概数）は、合計で約33件となる。取下げ不許可となった件数については統計を取っていないため、具体的な数値を示すことはできない。

次に、取下げが許可される場合について、法の規律を見ると、成年後見開始審判申立て事件においては、家事法121条柱書にあるとおり、家庭裁判所の許可を得なければ、申立てを取り下げることはできないとされている。この規律は保佐開始及び補助開始の各事件においても準用されており、任意後見監督人選任の事件においても、同法221条に同様の規律がある。

同法121条の文言からは家庭裁判所の許可は必要ということは分かるが、許可の実体的要件は必ずしも明らかでない。書籍などでは、立法趣旨について、自らが成年後見人となることを希望して申立てをした申立人が、成年後見人に選任される見込みがないことを知つて、その申立てを取り下げることがあり、その結果、後見を開始するための要件が充足しているにもかかわらず、後見開始の審判をすることができないことは、公益性の見地や成年被後見人となるべき者の保護の観点から看過できないというような説明がなされている。

このような考え方を踏まえると、公益性と本人保護の見地から取下げを認めたとしても問題ないと考えられる事案においては、取下げを許可するのが相当だと考えられる。

(2) 取下げが許可されるのはどのような場合か。

具体的な許可の例は、まず、後見等開始の蓋然性が高くなない場合がある。例えば、申立てにかかる本人の判断能力が回復したというような場合には取下げが許可されることになると思われる。ただし、後見開始の申立てがあって、鑑定の結果、保佐相当との心証を裁判所が抱いた場合には取下げを許可するというよりは、保佐開始の申立てに趣旨変更の検討を促すというのが通常であり、直ちに取下げを許可するということにはならないと考えられる。

次に、当初の申立人に比してより本人に近

い親族が申立てをしたことにより申立てが競合しているような事案が考えられる。このように当初の申立人が申立てを維持する必要がなくなった場合、立案担当者の解説などにおいて、取下げが許可される例として挙げられている。

このような例のほかにも、個別具体的な事情を踏まえて、公益性や本人保護の観点から取下げを認めて差し支えないと考えられる事案においては取下げを許可することになる。家事事件手続規則78条1項には、後見開始の申立ての取下げをするときは取下げの理由を明らかにしなければならないと定められている。その理由の中で公益性や本人保護の観点から取下げを認めて差し支えないと見える事情を説明していただく必要がある。

3 後見事務 (監督事務も含む)

1 郵便物の回送嘱託について

(1) 郵便物の回送嘱託につき、申立件数、認容件数を教えていただきたい。

成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託、いわゆる回送嘱託の審判申立事件の平成30年12月から令和元年11月までの期間の本庁のみ（立川支部を含まない）の自庁統計の概数の内訳は、既済件数（上記期間に終了した件数）が153件、申立件数（上記期間に申立てのあった件数）が149件である。

この既済件数153件のうち、終局理由の内訳は、認容によるものが112件、取下げによるものが39件であり、その他の理由による既済事件が2件ある。

(2) 取下げ件数は減っているか。

成年後見事務の円滑化法が施行された後1年間（平成28年10月から平成29年9月までの期間）の数値は、既済件数190件のうち、終局理由が認容によるものが140件、取下げによるものが50件であった。

既済件数自体が減少しているため取下げ件数も数字上は減少しているものの、既済件数

に占める取下げ件数の割合は、平成28年10月から平成29年9月までの期間が約26.3%であり、平成30年12月から令和元年11月までの期間が約25.5%であり、それほど変わらないという評価もできると思われる。

(3) 郵便物の回送嘱託申立てに関して留意す

べき事項はあるか。

しばしば問題になるのは、回送嘱託の必要性である。回送嘱託の必要性に関しては、民法860条の2第1項で「成年後見人がその事務を行うにあたって必要がある」と認めるときに回送嘱託ができると規定されている。この必要性については、回送嘱託が本人の通信の秘密を制約するものであることや立法時の議論などを踏まえて、かなり限定的に解釈を行っている。

具体的には、成年後見人が任意の方法では本人宛の郵便物等の存在や内容を十分に把握することができず、そのことにより後見事務の遂行、つまり、適切な財産管理に支障が生ずるような場合に限って必要性が認められると解釈している。

そのため、回送嘱託の申立てにあたっては、この財産管理上の必要性を成年被後見人が置かれている状況に応じて説明する必要がある。

その必要性については、本人の生活状況等により、ある程度の類型化が可能と考えており、申立書式は、そのことを前提としている。すなわち、本人の生活状況等を、本人が自宅で独居している場合、本人が施設に入所又は病院に長期入院しているような場合、本人が親族と同居している場合のおおむね3つの場合に分けて、それぞれの場合に応じてどのような理由で郵便物の管理が困難であるかを説明する書式となっている。

特に、本人が施設に入所又は病院に長期入院をしている状況で回送嘱託申立てをする場合には注意が必要と考えており、任意の方法で郵便物の転送を受けることができないかどうか、十分検討していただく必要があると思われる。この検討が不足していると判断して、申立て理由の補充を依頼する事案もまま見られるところである。

上記の任意の方法としては、成年後見人が本人の居所である施設又は病院に本人宛郵便物を転送するように日本郵便に転送届を提出し、施設が本人宛の転送郵便物を受領・管理して、成年後見人が本人を訪問した機会に施設から成年後見人に郵便物を引き渡すという方法が考えられる。このような方法であれば、後見人は任意の方法で郵便物を管理することができるため、任意の協力態勢を取ることができないかについて検討していただく必要があると考えている。

このような協力態勢への対応の可否は、施設や病院によって異なるようである。そのため、回送嘱託申立てをする際には、成年後見人において、施設や病院に問い合わせ、そのような協力態勢を取ることの可否を個別に確かめて、裁判所に報告する必要があると考えている。一旦申立てがされた後、上記のような協力態勢を取ることができないか裁判所から成年後見人に検討を依頼し、成年後見人から施設や病院に確認したところ、そのような協力態勢を取ることができたため、回送嘱託申立てが取り下げられたという例も見られる。

また、回送嘱託の必要性に関して、後見センター作成書式には、成年後見人に選任されてから1年以上経過した後における初回の申立て、又は、再度の申立ての場合について、それぞれ具体的な事情を説明する欄を設けている。

成年後見人に選任されてから1年以上経過しているような場合、初回報告があり、場合によつては第1回目の定期報告も経っているため、成年後見人は通常は本人の財産関係を把握しているはずであると考えている。それにもかかわらず、回送嘱託の必要性がある場合は、それまでの間、財産や収支の管理やその把握について何らかの支障が生じていたような場合に限られると考えられる。そのため、成年後見人に選任されてから1年以上経過した後に初回の回送嘱託申立てを行う場合にはどのような支障が生じていたかという点について、具体的な事情を説明していただく必要がある。

1度回送嘱託が認められると、成年後見人は本人の郵便物の回送を受けることができる。

それによって本人の財産状況を把握して、具体的には郵便物の差出人に連絡を取り、以後は本人ではなく、成年後見人宛に郵便物を送付するように求め、それで管理をするということが考えられる。したがって、原則6か月間の回送を1度受けた後、再度の申立てをする場合には、成年後見人は、その初回の6か月間の回送期間の間に財産や収支の状況を把握できなかった具体的な事情を説明していただく必要がある。再度の申立ての必要がある場合というのはそれほど多くはなく、特に1年以上の回送、つまり、再々度申し立てた場合に、その必要性があることはほとんどないのでないかと考えている。

2 死後の財産引継ぎについて

後見監督人は、遺言書の内容に基づいて財産が引き継がれることを確認する必要があるか。

本人死亡後の後見人等による財産の引継ぎは、財産の正当な権利承継者や管理者に対して行う必要があるといえる。したがって、本人の遺言書が存在する場合には、後見人等は、遺言書の内容を確認した上で、その内容に従って引継ぎを行う必要がある。

遺言書が存在する場合、その遺言書には、遺言執行者、指定相続人あるいは包括受遺者が指定されている可能性がある。その場合、後見人等においては、遺言書において指定された財産の正当な権利承継者や管理者であるところの遺言執行者、指定相続人あるいは包括受遺者に対する引継ぎを行う必要がある。

したがって、監督人の監督業務においても、後見人等によって遺言書の内容に沿った財産引継ぎがなされたことを、きちんと確認する必要がある。

3 親族による記録の閲覧謄写について

親族が、後見記録の開示を求めて謄写申請をした場合、開示に関して、何か基準等があるか。その際、後見人に意見照会をする

か。後見人に意見照会をする場合、後見人の意見は、どの程度考慮されるか。

家事審判事件の「当事者」から当該事件の記録の閲覧・謄写請求がなされた場合、裁判所は原則として、これを許可しなければならず、一定の例外的事情がある場合に限って、許可しないことができるとしている（家事法47条1項、3項、4項）。

この場合の例外的な不許可事由（家事法47条4項）としては、①事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがあると認められる場合、②当事者又は第三者の私生活又は業務の平穏を害するおそれがあると認められる場合、③当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又は名誉を著しく害するおそれがあると認められる場合、④事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に閲覧・謄写を許可することを不適当とする特別の事情があると認められる場合が規定されている。

これに対し、「当事者」ではなく、「利害関係を疎明した第三者」から閲覧・謄写請求がなされた場合には、「相当と認めるとき」に限り、これを許可することができるとされている（家事法47条5項）。

なお、後見等関係事件においては、通常、「相手方」の存在を観念し得ないので、ここにいう「当事者」とは、当該事件における申立人及び参加人（家事法41条、42条）を指している。また、後見等関係事件には、開始申立事件（基本事件）のほか、報酬付与申立事件、居住用不動産処分許可申立事件、辞任許可・選任申立事件、監督処分事件など、様々な事件が含まれている。したがって、ひとえに後見等関係事件といっても、当然ながら、その事件ごとに申立人が誰かは異なっている。また、職権立件事件の場合にはそもそも申立人が存在しない。したがって、閲覧・謄写を請求する者が、「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」のいずれに該当するかは、閲覧・謄写請求の対象となるのがどの事件の記録なのかによって異なる。

本人の親族から記録の謄写請求があった場合には、記録の謄写請求の対象となる事件がどういった事件なのかに応じて、当該親族が「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」のいずれに該当するかを判断した上、前述の家事法47条の要件に照らして、事案に応じた個別判断を行っていくことになる。

また、許可するか否かの判断に際して、後見人等に意見照会を行う場合もあり、その場合は、後見人等の意見も考慮した上で判断を行っている。ただし、当該意見照会を行うか否か、あるいは、どの程度その意見が考慮されるのかについては、事案の内容に応じた個別判断という側面があり、一般論を述べることは難しい。

4 定期報告外の報告を要する場合について

どのような場合に、定期報告ではなく、臨時の報告をすべきか。例えば次のような場合、その都度、報告したほうがいいか。監督人が選任されている場合はどうか。

- 入院した場合
- 大きな財産変動があった場合（不動産や株を売却した、相続したなど）
- 訴訟による和解が成立したなどの場合
- 住所を変更した場合

(1) 臨時報告の要否について

東京家裁後見センターにおける現在の運用として、定期報告のほかに、連絡票によって、その都度、裁判所に報告いただきたい事項一般については、『成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック（Q&A付き）』に記載しているので参照していただきたい（後見サイトに掲載あり。常に最新版をチェックしていただきたい。）。

当該ハンドブックでは、定期報告外で裁判所への連絡が必要な場合として、①本人・後見人等の転居・死亡、②初回・定期報告の遅延見込み、③大きな財産（不動産等）の処分、④遺産分割・相続放棄、⑤多額の金銭受領（不動産売却代金、遺産、保険金等）、⑥高額商

品（1件50万円以上の商品・サービス）の購入、
⑦債務の返済・立替金の清算を挙げている。

ハンドブックでは、それぞれの場合について、裁判所がどのような点を説明していただきたいか、どのような資料を求める場合があるかなどを記載した上、連絡票の記載例も併せて載せているので、定期報告外の連絡が必要になるかどうか迷った場合の判断の参考にしていただきたい。

(2) 説例の各場合について

ア 本人が入院した場合に、逐一報告する必要はない。ただし、入院が長期に及ぶなど、本人の居所の実質的な変更につながり得るような場合は、報告していただきたい。

イ 大きな財産変動があった場合（不動産・株の売却、相続等）は、その都度、連絡していただきたい。特に、大きな財産の売却の際には、契約前に事前の連絡、事後に入金の報告をそれぞれしていただきたい。

ウ 訴訟による和解が成立したなどの場合、和解の成立等によって、本人の資産に大きな変動が生ずる場合には、定期報告を待つことなく連絡していただきたい。

エ 住所を変更した場合、本人・後見人等のいずれの転居についても、住民票の写しなどを添付して、その都度、連絡いただきたい。

(3) 監督人が選任されている場合について

前述の定期報告外の連絡の要否の点は、監督人が選任されている場合であっても、事情は変わらない。その場合は、定期報告の際と同様に、監督人を通じて裁判所に対して報告していただきたい。

4 後見制度支援信託・ 支援預貯金

1 専門職関与の要否について

親族後見人のみの場合、後見制度支援信託を利用する場合には信託等後見人の選任が

必要となると理解しているが、後見制度支援預貯金の場合には専門職の関与なしに利用できるか。

東京家裁後見センターにおける現在の運用を述べると、後見制度支援預貯金については、平成30年6月の当庁における後見制度支援預金の運用開始後、現在に至るまで、管理継続中の事案（いわゆる「継続事案」）のうち、親族後見人において単独で支援預貯金の利用を検討することが相当と認められる事案について、専門職の関与を不要とする旨の運用を行っている。

他方で、後見開始直後のいわゆる「新規事案」に加え、「継続事案」のうち、本人の収支状況が不安定であるとか、親族後見人の理解力などの事情に鑑み、親族後見人において単独で支援預貯金の利用を検討することが相当ではないと判断される場合には、専門職の関与を必要とする旨の運用を行っている。

なお、親族後見人が後見制度支援信託を希望する場合には、現状、「新規事案」か「継続事案」かを問わず、一律、専門職の関与を必要とする旨の運用を行っている。ただし、後見制度支援信託を利用する際に専門職の関与をどこまで必要とすべきかという点については、現在、中央において専門職団体も交えた議論が続いていると認識している。当庁においても、親族後見人らの強い要望や、基本計画が掲げる不正防止の徹底と利用しやすさの調和の観点に鑑み、この点については、中央での議論の推移を見極めた上で、改めて検討したいと考えている。

2 商品・金融機関の選択について

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金に関して、どちらを選択すべきか、いずれの金融機関を使うべきか、また複数の金融機関を使うことが可能かという点についての一般論。

後見制度支援信託に加え、後見制度支援預貯金の取扱金融機関の拡大に伴い、不正防止を目的とした同様のスキームによる口座開設

講演録：東京三会合同研修会「成年後見実務の運用と諸問題」

の選択肢は増えつつある。

支援信託と支援預貯金のいずれを利用するのか、いずれの金融機関を利用するのか、また、複数ないしは数行の口座を設定するのか否かといった点については、裁判所としてはいずれも後見人の合理的裁量に任せられているものと考えている。本人の預貯金の具体的状況や各支援信託・支援預貯金における取扱店舗・契約条件等には様々なバリエーションがあるので、後見人は、それらを踏まえて本人の利益の観点から適宜判断してよい。この点で、いわゆるペイオフの観点から、預金の安全を図るために、複数口座の支援信託・支援預貯金を設定することも、基本的に後見人の裁量の範囲内と考える。

もっとも、当庁では、後見人による預貯金管理につき、管理の透明性などの観点から、従前より、なるべく管理口座をまとめることを推奨してきているという経緯がある。当該趣旨は、支援信託・支援預貯金の場面でも否定されるものではない。したがって、事案の具体的事情に照らして、特段の必要性が認められないのにむやみに口座を増やすというやり方をしていると見受けられる場合には、裁判所から後見人に対して口座を増やす必要性について追加で説明を求めたり、場合によつては、相当ではないという判断からほかの選択を求めたりすることもあり得る。

(次号へつづく) ■



TOPPAN



東京2020オフィシャルパートナー(印刷サービス)

凸版印刷は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを応援しています。

凸版印刷株式会社 www.toppan.co.jp 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1番地